

随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人新潟大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(20%) 23	(17%) 672
一般競争入札等	競争入札			(6%) 7	(5%) 182
	企画競争	(1%) 1	(25%) 991	(5%) 6	(27%) 1,037
随意契約		(99%) 114	(75%) 2,902	(69%) 79	(51%) 2,002
合 計		(100%) 115	(100%) 3,893	(100%) 115	(100%) 3,893

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() (%)	() (%)
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	() (%)	() (%)		
随意契約		(100%) 3	(100%) 118	(100%) 3	(100%) 118
合 計		(100%) 3	(100%) 118	(100%) 3	(100%) 118

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(21%) 23	(18%) 672
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(1%) 1	(26%) 991		
随意契約		(99%) 111	(74%) 2,784	(68%) 76	(50%) 1,884
合 計		(100%) 112	(100%) 3,775	(100%) 112	(100%) 3,775

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年1月までに以下の措置を講じ、随意契約によることが
真にやむ得ないもの以外、平成20年度以降一般競争入札等に移行
する。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 特定調達契約のうち総合評価落札方式によることとされている
調達に加え、役務の提供等の契約においても総合評価落札方式が
有効であると判断されるものについては、総合評価落札方式によ
る一般競争入札を導入する。

(2) 複数年度契約の拡大

- ① 継続性がありかつ仕様内容の変動のない役務の提供等の契約に
ついては、積極的に複数年度契約による一般競争入札を実施する。

(3) 入札手続きの効率化

- ① 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、応札関係書
類のWeb上での提供、公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・
見直しの状況」に記載